

## 豊明市民生委員・児童委員協力員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、市の地域福祉の増進を図るため、民生委員の活動を補佐する民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力員の設置)

第2条 協力員は、民生委員1人につき1人置くことができる。

### (職務)

第3条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員活動を補佐する。

2 協力員は、活動状況について、補佐する民生委員に対し、連絡、報告及び相談を常に行い、かつ、補佐する民生委員を通じて市長に豊明市民生委員・児童委員協力員活動報告書（様式第1号）を毎月提出する。

### (協力員の要件)

第4条 協力員は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある原則18歳以上78歳未満の者
- (2) 原則として、補佐する民生委員の活動の範囲内に居住し、地域の実情をよく知り、住民が気軽に相談しやすい人柄である者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、身体上の秘密を堅く守ることができる者

### (義務)

第5条 協力員は、第3条の職務を行うにあたっては、民生委員法（昭和23

年法律第198号。以下「法」という。)第15条及び第16条に規定する義務に準じた義務を負う。

- 2 協力員は、活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 3 協力員は、前2項を遵守する旨の誓約書(様式第2号)を市長へ提出しなければならない。

(推薦)

第6条 民生委員は、その職務を遂行するにあたり協力員を必要とするときは、法第20条第1項の規定により組織された各地区の民生委員児童委員協議会の会長(以下「地区会長」という。)に対し、協力員候補者を市長へ推薦することを要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を受けた地区会長は、当該民生委員の活動状況等を勘案し、協力員設置の必要性及び協力員候補者が第4条に規定する要件に該当すると判断したときは、地区会長連絡会(以下「会長会」という。)にて協議を行い、会長会の賛同を得たときには、地区会長は市長に対し、豊明市民生委員・児童委員協力員推薦書(様式第3号)により、推薦するものとする。

(委嘱)

第7条 協力員は、地区会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(身分証明書)

第8条 市長は、協力員に対し、豊明市民生委員・児童委員協力員身分証明書(様式第4号。以下「身分証明書」という。)を交付する。

- 2 協力員は、その活動を行うときは、常に身分証明書を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(任期)

第9条 協力員の任期は、補佐する民生委員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(活動費等)

第10条 市長は、協力員の職務の遂行について、実費弁償として月額2,000円を支給する。

- 2 活動費の支給は、協力員が委嘱された日の属する月から始め、協力員でなくなった日の属する月で終わる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、活動実績がない月の活動費については支給しない。
- 4 退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。
- 5 当該年度の活動費は、翌年度の5月末までに支給する。

(解嘱)

第11条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) その他市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から豊明市民生委員・児童委員協力員辞任届(様式第5号)が提出されたとき、又は協力員が死亡したときは、当該協力員を解嘱するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。